



大和市
イベントキャラクター
ヤマトン

貯水槽水道の清掃・点検・検査の実施について

マンションやビル等において、受水槽にいったん水道水を貯めてから給水する施設を貯水槽水道といいます。受水槽から給水栓までの施設管理や水質管理は、貯水槽水道の設置者の責任で行わなければなりません。

貯水槽水道を良好な状態に保つには、定期的な清掃・点検・水質や法定検査等の実施が必要です。

このリーフレットを参考に、貯水槽水道の適正な維持管理を日頃から実施してください。

清掃・施設の点検

1. 水槽の清掃

○受水槽・高置水槽は、毎年1回以上、定期的に清掃しなければなりません。

- ・安全かつ確実にを行うためには専門業者に依頼するのがよいでしょう。
- ・次表のとおり貯水槽清掃会社を紹介する関係団体がありますので、直接お問い合わせください。

団体名	所在地	電話番号
一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会	横浜市中区寿町 2-5-1 川本工業ビル 7F	045-641-2802
公益社団法人神奈川県生活水保全協会	横浜市磯子区洋光台 6-1-1 洋光台ファミリーコアビル 3F	045-830-5720
一般社団法人かながわ貯水槽管理協会	横浜市金沢区鳥浜町 4-18	045-370-8020

2. 施設の点検等



○施設の点検【月1回】 ※大雨や台風の後等は随時点検しましょう。

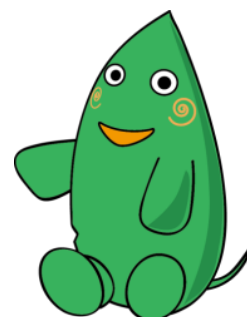
- ① 水槽の点検（詳しくは裏面をご覧ください）
- ② 配管・バルブに異常はないか。（清掃後は、バルブの開閉状況を確認しましょう。）
- ③ その他異常はないか。（水道管以外の管との誤った接続はないか一度は確認しましょう。）

○水質の点検

- ① 給水栓の水を透明なコップに採り、色、濁り、臭い、味等の点検を随時行ってください。【毎日】
- ② 末端給水口（蛇口）の水で遊離残留塩素を測り、記録を保存しましょう。【毎週】
⇒遊離残留塩素濃度は0.1mg/L以上検出される必要があります。
- ③ 国の登録を受けた専門の水質検査機関での水質検査をお勧めします【年1回】
水質検査機関は、国土交通省及び環境省のホームページからご覧になれます。

○図面及び書類の保管

- ①設備の配置及び系統を明らかにした図面（永年保存）
- ②受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面（永年保存）
- ③水槽の清掃及び点検記録（3年保存）
- ④水質の点検その他管理についての記録（3年保存）
- ⑤法定検査の検査済証（3年保存）



3. 水に異常があったときの水質検査の実施等

○水の色、濁り、臭い、味などに異常を認めた時

- ・ 必要な水質検査を行ってください。
⇒ 人の健康を害するおそれがあることを知った時は直ちに給水を停止し、水の使用が危険であることを関係者に周知してください。
- ・ 速やかに市役所（環境・公害対策課）にご相談ください。
 <<給水停止が必要になる場合もあります>>

検査機関による検査の受検（法定検査）

○簡易専用水道（※1）及び小規模貯水槽水道（※2）のうち、受水槽の有効容量が8 m³を超えるものの設置者は、毎年1回以上定期的に、国への登録や市の指定を受けた検査機関の検査を受ける義務があります。

⇒詳しくは、市役所（環境・公害対策課）にお問合せください。

（法定検査の内容）

- ・ 受水槽及び高置水槽の周囲・本体・上部・内部・マンホール・オーバーフロー管・通気管・水抜管の状態
- ・ 給水管等の状態
- ・ 給水栓における臭気、味、色、濁り及び残留塩素等水質の検査
- ・ 水槽の清掃及び点検の記録など関係書類の確認

※1 簡易専用水道：受水槽の有効容量が10 m³を超えるもの [水道法適用]

※2 小規模貯水槽水道：受水槽の有効容量が10 m³以下のもの [市条例適用]

条例：大和市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

相談窓口

大和市役所 環境共生部 環境・公害対策課 公害対策係

住 所：大和市下鶴間1-1-1

電話番号：046（260）5106

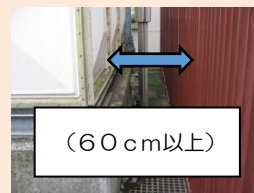
FAX 番号：046（260）6281

水槽・給水管の点検・整備

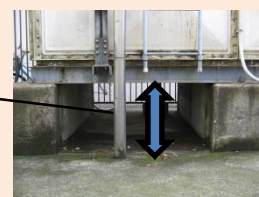
水槽・給水管の点検と整備のチェックポイントを示しますので、日常の維持管理にお役立てください。

【周 囲】 (貯水槽の上部・下部・周囲)

1. 点検、清掃、修理等に支障はないか。
 - ・上部100cm、周囲・底部60cm以上の空間確保が望ましい。
2. 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないか。
 - ・水槽の周囲に、草の繁茂、落ち葉等の堆積がないこと。
 - ・鳥の糞がないこと。
3. たまり水や湧水等はないか。
4. ひび割れや隙間はないか。
※草の繁茂や落ち葉が堆積すると生物が繁殖したり、たまり水等があると蚊が繁殖するなど不衛生の原因となります。



60 cm以上



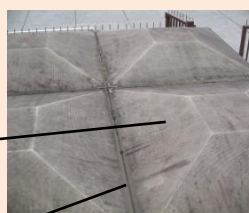
【本 体】

5. 内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状を保っているか。
6. 亀裂、破損、漏水箇所はないか。
 - ・パネル式水槽では接合部のパッキン不良等も確認してください。
7. 雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間はないか。
8. 水位電極部、各種配管等の接合部が固定され、防水密閉されているか。
9. 水槽上部に汚水管等が通っていないか。
10. 水槽上部は水たまりができない状態か。



水たまりができないようにする

パネル式受水槽接合部



【内 部】

1. 壁面の汚れ、塗装のはがれ、水槽内における異物等の沈積物・浮遊物、水の濁りはないか。
 - ・水中にライトを当てた時、光の筋がはっきり見える場合は、水の濁りが考えられます。
1. 2. 外壁などの劣化等により光が透過する状態ではないか。
 - ・槽内が異常に明るい、槽内から外にかざした手の形がはっきり確認できる場合は透過が考えられます。
1. 3. 給水管以外の設備・配管が貫通していないか。
1. 4. 吐水口空間は確保されているか。

【マンホール】

15. 蓋は防水密閉型で、ほこりその他異物が入らない構造か。
 - ・防水密閉型とは蓋と受枠側に適度な弾力性のあるパッキンが全周にあるなど。
16. 水槽の上部から衛生上有効な立ち上がりが確保されているか。
17. 施錠等により、容易に開閉できないものであるか。



有効な立ち上がり

【オーバーフロー管、通気管、水抜管】

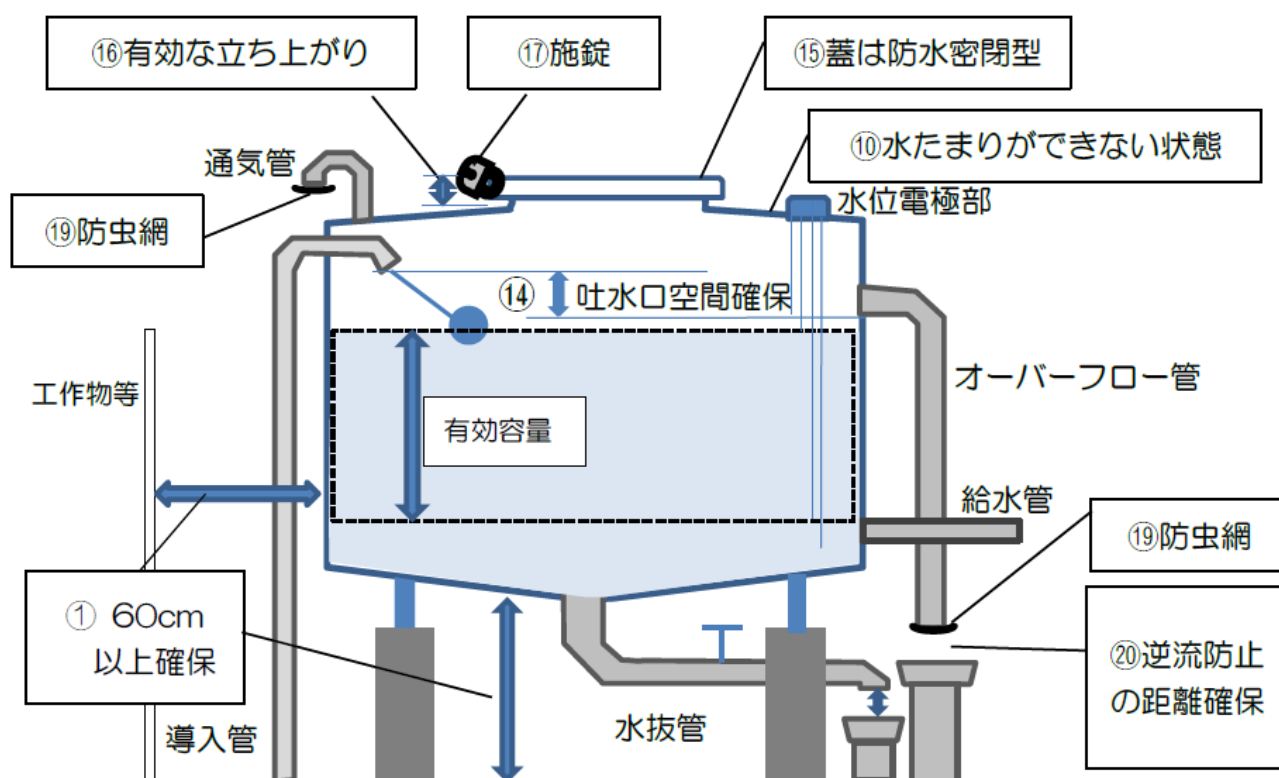
18. オーバーフロー管、通気管の端部から異物が入らない構造か。
19. オーバーフロー管、通気管の防虫網が有効に機能しているか。
 - ・防虫網の網目の大きさ：虫等の侵入が防止できる程度
[12メッシュ以上(約2mm以下)が望ましい]
20. オーバーフロー管、水抜管と排水口とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離が確保されているか。



吐水口空間

【給水管】

21. 当該施設以外の配管と直接連結されていないか。
22. 水を汚染するおそれがある設備の中を貫通していないか。



水槽・給水管の点検（チェックリスト）



○貯水槽の点検と整備のチェックポイントを一覧表にもとめたものです。日常点検に活用してください。

点検日：令和 年 月 日（ ）

貯水槽の箇所	NO	内 容	受水槽	高置水槽
周 囲	1	貯水槽上部・下部・周囲が、点検、清掃、修理等に支障はないか。 （上部100cm、周囲・底部60cm以上の空間が望ましい。）		
	2	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないか。		
	3	たまり水や湧水等はないか。		
	4	ひび割れや隙間はないか。		
本 体	5	内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状を保っているか。		
	6	亀裂、破損、漏水箇所はないか。		
	7	雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間はないか。		
	8	水位電極部、各配管等の接合部が固定され、防水密閉されているか。		
	9	水槽上部に汚水管等が通っていないか。		
	10	水槽上部は水たまりができない状態か。		
内 部	11	壁面の汚れ、塗装のはがれ、異物等の沈積物・浮遊物、濁りはないか。		
	12	外壁などの劣化等により光が透過する状態ではないか。		
	13	給水管以外の設備・配管が貫通していないか。		
	14	吐水口空間は確保されているか。		
マンホール	15	蓋は防水密閉型で、ほこりその他異物が入らない構造か。		
	16	水槽の上部から衛生上有効な立ち上がりが確保されているか。		
	17	施錠等により、容易に開閉できないものであるか。		
オーバーパイプ	18	端部から異物が入らない構造で、防虫網が有効に機能しているか。		
	19	排水口とは直接連結されておらず、逆流防止に十分な間隔があるか。		
通気管	20	端部から異物が入らない構造で、防虫網が有効に機能しているか		
水抜管	21	排水口とは直接連結されておらず、逆流防止に十分な間隔があるか。		
給水管	22	当該施設以外の配管と直接連結されていないか。		
	23	水を汚染するおそれがある設備の中を貫通していないか。		

水質の点検（チェックリスト）



○水質の点検：毎日、末端給水口（蛇口）にて透明なコップに水を取り、点検しましょう。

点検日：令和 年 月 日（ ）

項目	内 容	結 果
色	異常な色が認められないこと。	
濁り	異常な濁度が認められないこと。	
臭い	異常な臭気が認められないこと。	
味	異常な味が認められないこと。	
残留塩素	0.1mg/L以上検出されているか。	

法定検査機関



○簡易専用水道及び小規模貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量が8m³を超えるものの設置者は、毎年1回以上、定期的に検査を受ける義務があります。

大和市内を検査区域とする貯水槽水道の法定検査機関

令和8年4月1日現在

名 称	検査を行う事業所の所在地	電 話 番 号
公益財団法人神奈川県予防医学協会	横浜市金沢区鳥浜町 14-1	045-773-6444
一般財団法人北里環境科学センター	相模原市南区北里 1-15-1	042-778-9208
一般社団法人神奈川県保健協会	横浜市中区山下町 224-1 他	045-661-0975
一般財団法人東京顕微鏡院	東京都立川市高松町 1-100-38 他	042-525-3186
一般社団法人神奈川県貯水槽協会	茅ヶ崎市松が丘 1-6-83	0467-83-0605
株式会社MIZUKEN	東京都江東区毛利 1-19-10 江間忠錦糸町ビル 6階 他	03-5600-3532
株式会社江東微生物研究所	東京都江戸川区西小岩 5-18-6	03-3671-5941
株式会社日本分析	東京都板橋区志村 1-15-14	03-5914-4431
株式会社総合環境分析 甲信分析センター	山梨県南アルプス市小笠原 6	055-283-6155

※上記検査機関は、市条例の小規模貯水槽水道の市指定検査機関です。また、簡易専用水道検査機関でもあるため、簡易専用水道の検査もできます。

簡易専用水道の検査機関は他にもあります。詳しくは国土交通省及び環境省ホームページの簡易専用水道検査機関登録簿をご覧ください